

第十六回国 参議院法務委員会會議録第二十七号

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)午前十時五十七分開会

委員の異動

七月三十日委員吉野信次君辞任につき、その補欠として青木一男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君

理事 小野 義夫君
宮城タマヨ君

委員

中川 幸平君
桶見 義男君
中山 福蔵君
赤松 常子君
一松 定吉君

衆議院議員

鍛冶 良作君

國務大臣

犬養 健君

法務大臣

三浦貞之助君

法務政務次官

齋藤 三郎君

法務省保護局長

齋藤 三郎君

事務局側

常任委員

西村 高兄君

会専門員

堀 真道君

会専門員

堀 真道君

本日(の)會議に付した事件
○刑法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から委員会を開会いたします。

第四部

法務委員会會議録第二十七号 昭和二十八年七月三十一日【参議院】

昨日に引続き、刑法等の一部を改正する法律案につき質疑を続行いたしました。質疑のおありの方から順次御発言を願います。

○宮城タマヨ君 法務大臣に御苦勞をお願いたしましたし少しお尋ねいたしたいと思っております。今度の刑法等の一部を改正する法律案に盛り込まれておられますことによつて、つまり成年の成人保護観察制度の確立をされようとい

よつて、本日は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守らうというこのことは、その当人に与りましてどのくらい将来に對しての明るい社会生活が得られますかというのを考えましたときに、これは実に刑事政策のうちにおきまして私は格段のものであり、而もこれが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どう

て、是非初度目の者に保護観察を付けて頂きたいと思つたのでございますが、その意味におきましてこれは甚だ本意ではございませんけれども、併し又昨日も私委員会である政府当局に申したのでございますが、実はこの法律が若し修正なく通りましてしましても、実に大事なことは、ここに十分な予算措置をして頂きますして、問題はかかつて保護司の質の問題それから人の用意をして頂きます。それで十分な量の問題をございまして、而も今までの保護司で、或いはその保護司も大方同じような質を持つたところの保護司の数を僅かに増しまして、又観察官を増しましただけでこれを賡つて行こうというのでは、ここに重大問題が起りほしくないかという点なのでございます。その点について大臣の御意見が伺いたいと思つたのでございますが、私の考えといたしましては、初度目の保護観察を受けました者は二度目の執行猶予はできないというところはこれは非常な問題で、そのことをまじめに考えましたら私は保護司の職になんか就く人はないだろうという、これを私、案じておりますのでございます。そういたしましたならば、曾つて度々委員会で問題になりましたように、保護司の優遇というふうな問題も出て参りますが、私はそれ以上に篤志家を選んで優遇をいたしますだけで事が足りるということではなく、むしろ殆んど専門家のようにならなければ委嘱する以外に

たされておられますこと、実にこれに犯罪対策に對しては格段な進歩と申さしようか、すばらしいことと申さうでございます。勿論申すまでもなく今まで犯罪少年或いは保護少年に對しては、保護処分により、子供に對しては観察制度が確立いたしましたおりましたし、又大人に對しましては、仮出獄者に對する観察制度もできておりました、この観察制度の如何に大事であるかというところ、そして或る程度までその成功しておりますことを見ておられますときに、どうかして今までの大人の執行猶予になりました者に對して、野放しになつておりました者がこの制度が確立すればその野放しになりました者に對しても保護指導することができま

すといふ非常に仕合せな立法措置であると思つておられますが、殊にそれ以上に私ども大切だと存じておられますことは、執行猶予に観察がつかますことに

よつて、本日は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守らうというこのことは、その当人に与りましてどのくらい将来に對しての明るい社会生活が得られますかというのを考えましたときに、これは実に刑事政策のうちにおきまして私は格段のものであり、而もこれが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どう

途がないのではないかと。そうすると非常に莫大な経費に關係することでございますので、そこいらの大臣の御意見は如何でございませうか。同時にこの衆議院の修正案を呑むことといたしましたら、その点について大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(犬養健君) 宮城さんのだんだんの御質疑並びに御意見は一々御尤もであります。心から同感の意を表す次第でございます。御承知のように、今お話のようにこのたびの保護観察制度というものは犯罪と刑の執行或いは犯罪と刑務所、悪いことをすれば牢屋に入るといふ今までの日本の觀念を根本から覆した非常に今度の国会の中でも大きな意味を持つた仕事だと思つておられます。お話のように保護観察制度の眞の精神から言へば、初度目から行つたということが一番大事なのであります。私どもは二度目の人にも温い氣持を注ぐことを決して惜しみませんけれども、大事なのは初度目でありまして、この意味におきまして衆議院の御意向はありましたけれども、來たる通常国会までに別に法律を整備いたしましたして、そのときには初度目から保護観察を行うように制度を確立いたしたいと思つておられます。

もう一つはこの経費のことでございますが、保護司一人当りの経費が昭和二十四年度から二十七年までは人数が殖えるにつれても五百円、ところが二十八年度は御承知のように各省の予算を削減しました結果、一人当り四百

で、是非初度目の者に保護観察を付けて頂きたいと思つたのでございますが、その意味におきましてこれは甚だ本意ではございませんけれども、併し又昨日も私委員会である政府当局に申したのでございますが、実はこの法律が若し修正なく通りましてしましても、実に大事なことは、ここに十分な予算措置をして頂きますして、問題はかかつて保護司の質の問題それから人の用意をして頂きます。それで十分な量の問題をございまして、而も今までの保護司で、或いはその保護司も大方同じような質を持つたところの保護司の数を僅かに増しまして、又観察官を増しましただけでこれを賡つて行こうというのでは、ここに重大問題が起りほしくないかという点なのでございます。その点について大臣の御意見が伺いたいと思つたのでござい

ます。その点について大臣の御意見が伺いたいと思つたのでござい

たされておられますこと、実にこれに犯罪対策に對しては格段な進歩と申さしようか、すばらしいことと申さうでございます。勿論申すまでもなく今まで犯罪少年或いは保護少年に對しては、保護処分により、子供に對しては観察制度が確立いたしましたおりましたし、又大人に對しましては、仮出獄者に對する観察制度もできておりました、この観察制度の如何に大事であるかというところ、そして或る程度までその成功しておりますことを見ておられますときに、どうかして今までの大人の執行猶予になりました者に對して、野放しになつておりました者がこの制度が確立すればその野放しになりました者に對しても保護指導することができま

すといふ非常に仕合せな立法措置であると思つておられますが、殊にそれ以上に私ども大切だと存じておられますことは、執行猶予に観察がつかますことに

よつて、本日は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守らうというこのことは、その当人に与りましてどのくらい将来に對しての明るい社会生活が得られますかというのを考えましたときに、これは実に刑事政策のうちにおきまして私は格段のものであり、而もこれが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どう

途がないのではないかと。そうすると非常に莫大な経費に關係することでございますので、そこいらの大臣の御意見は如何でございませうか。同時にこの衆議院の修正案を呑むことといたしましたら、その点について大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

たされておられますこと、実にこれに犯罪対策に對しては格段な進歩と申さしようか、すばらしいことと申さうでございます。勿論申すまでもなく今まで犯罪少年或いは保護少年に對しては、保護処分により、子供に對しては観察制度が確立いたしましたおりましたし、又大人に對しましては、仮出獄者に對する観察制度もできておりました、この観察制度の如何に大事であるかというところ、そして或る程度までその成功しておりますことを見ておられますときに、どうかして今までの大人の執行猶予になりました者に對して、野放しになつておりました者がこの制度が確立すればその野放しになりました者に對しても保護指導することができま

すといふ非常に仕合せな立法措置であると思つておられますが、殊にそれ以上に私ども大切だと存じておられますことは、執行猶予に観察がつかますことに

よつて、本日は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守らうというこのことは、その当人に与りましてどのくらい将来に對しての明るい社会生活が得られますかというのを考えましたときに、これは実に刑事政策のうちにおきまして私は格段のものであり、而もこれが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どう

途がないのではないかと。そうすると非常に莫大な経費に關係することでございますので、そこいらの大臣の御意見は如何でございませうか。同時にこの衆議院の修正案を呑むことといたしましたら、その点について大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

たされておられますこと、実にこれに犯罪対策に對しては格段な進歩と申さしようか、すばらしいことと申さうでございます。勿論申すまでもなく今まで犯罪少年或いは保護少年に對しては、保護処分により、子供に對しては観察制度が確立いたしましたおりましたし、又大人に對しましては、仮出獄者に對する観察制度もできておりました、この観察制度の如何に大事であるかというところ、そして或る程度までその成功しておりますことを見ておられますときに、どうかして今までの大人の執行猶予になりました者に對して、野放しになつておりました者がこの制度が確立すればその野放しになりました者に對しても保護指導することができま

すといふ非常に仕合せな立法措置であると思つておられますが、殊にそれ以上に私ども大切だと存じておられますことは、執行猶予に観察がつかますことに

よつて、本日は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守らうというこのことは、その当人に与りましてどのくらい将来に對しての明るい社会生活が得られますかというのを考えましたときに、これは実に刑事政策のうちにおきまして私は格段のものであり、而もこれが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どう

途がないのではないかと。そうすると非常に莫大な経費に關係することでございますので、そこいらの大臣の御意見は如何でございませうか。同時にこの衆議院の修正案を呑むことといたしましたら、その点について大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

たされておられますこと、実にこれに犯罪対策に對しては格段な進歩と申さしようか、すばらしいことと申さうでございます。勿論申すまでもなく今まで犯罪少年或いは保護少年に對しては、保護処分により、子供に對しては観察制度が確立いたしましたおりましたし、又大人に對しましては、仮出獄者に對する観察制度もできておりました、この観察制度の如何に大事であるかというところ、そして或る程度までその成功しておりますことを見ておられますときに、どうかして今までの大人の執行猶予になりました者に對して、野放しになつておりました者がこの制度が確立すればその野放しになりました者に對しても保護指導することができま

すといふ非常に仕合せな立法措置であると思つておられますが、殊にそれ以上に私ども大切だと存じておられますことは、執行猶予に観察がつかますことに

よつて、本日は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守らうというこのことは、その当人に与りましてどのくらい将来に對しての明るい社会生活が得られますかというのを考えましたときに、これは実に刑事政策のうちにおきまして私は格段のものであり、而もこれが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どう

途がないのではないかと。そうすると非常に莫大な経費に關係することでございますので、そこいらの大臣の御意見は如何でございませうか。同時にこの衆議院の修正案を呑むことといたしましたら、その点について大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

五十円ということになつておりまして、これでは到底この画期的な仕事をいたしますというようなことを法務大臣として申上げるのは、実に行き届かない話になるのであります。いろいろ考えましたが、このたびひとまず只今御審議願つております法律を御可決願いますと、それをスプリング・ボードにしまして、大蔵省と予算の折衝をし、かた／＼通常国会までに別の法律案を整備いたしまして、その折にはとにかく一歩前進して、こういう法律を国会で認めて頂いたのだから一つこの費用というものを十分みてもらいたいというふうに……。何と言つても保護観察に対する理解がまだ十分日本全国に浸み渡つておりません。又大蔵省もさほど重大だと、率直に申して思つていないかどがございまして、若し御審議の上、この只今の法律案が御可決願えましたら、それを一階段として更に前進する、前進すると言つても時期が早やむやでは無責任になりますので、来たる通常国会までに必ず整備をいたす、こういうお約束として、このたびの一階段の一步前進として本法律案をお認め願いたい。但し条件付きで他日通常国会にはもつと整備したものを、出す、こういうふうな国会において制約をして頂きまして、その制約の枠の下で十分我々勉強していい法律案を作りだしたい、こう考へておるのであります。なかなか大蔵省もこれはこういう費用が果して本当に要するかどうか、甚だ私行届いてくれません。国会の御熱意を背景としてやりたい。虫のいいようなことを申しますが、それにはとにかく

過渡期の法律案を是非御可決願ひ、このうらふに国会でも認めて頂いて、その責任が我々に生じて来る。こういうふうによつて頂くのが極く打明けて申上げ、お願いでもあるのであります。

○宮城タマヨ君 ところで今年の予算を拝見いたしますと、今度の保護観察制度に對しまして、約二千五百万円の本年度の予算が計上されております。でございます。それでこれはとても問題にならない予算なんぞでございます。自然に今仰せになりましたような、今までは僅かに五百円と思つて私ども憤慨しておりましたが、今度は四百五十円に又切られておりましたが、こんなことなら政府の予算をもらわないうらひがたいような感じがさえないのでございまして。そこで私は昨日も政府委員に伺つたのでございまして、今度の法案が通過するしないにかかわらず、一体この執行猶予になります者が、予想をいたしまして一カ年大体二万人ぐらいたるう、それでこの中でどれだけに保護観察を付けることになるかわかりませんが、私がまあ仮にその中の半分は保護観察をして頂きたい、つまり保護観察が付くから刑務所に入ることを御免にしてやるといふ裁判官の裁量がございましては、ごさいますので、そこで一万人のものが刑務所に入るというものは、一カ年政府の必要としたものが一人の収容に對する費用としてざつと六万円ぐらゐといふ昨日の御答弁であつたのでございまして、六万六千円といううらふな

いたしまして、その一万人といたしましてすれば、政府の予算は六億必要のわけだと思つておられますので、願ひれば私は大蔵省のほうからこれは当然それが節約されますのでございまして、それを一つ保護観察のほうへ充てて頂くということに承知願ひれば、六億でございますれば、よほどこの保護観察のほうに、観察官にいたしまして、保護司の質の向上に要する費用にいたしまして、その他の経費につきまして十分ではないかといううらふな計算をして見ましておるわけなんぞでございます。そういうふうな考へるのでございまして、一つそういううらふな意味で、もう一遍法務大臣のほうから大蔵省當局にこの御説明で、この筆法で一つやつて頂くわけに参りませんでしょうか。実は保護観察の成績の非常にいとところにおきまして、実質上にも非常によいのでございまして、又経費の面から言ひまして、殆んど十分の一に足りない経費を以て今日まで賄つておられますといううらふなことは、これは私はずばらしいことだといふうらふな考へておるのでございまして、どうぞお答へ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(犬養健君) お答へ申上げます。只今のお話のように、仮に一人として六億六千万円この制度がなければ刑務所でそれだけ費用をかけているのだといふ筆法で勿論談判いたすのであります。大蔵省はなか／＼御承知のように手ごわい役所でございます。六億六千万円なおに全部切替の費用として認めるかどうか、これは今後の折衝に待ちますけれども、とにかく私どもはそういう意味を十分に熱烈に説いて、こういう法律案を通して頂

くの費用が伴わないといふことは、或る意味で良心的でないとも言えるわけです。やかましく言へば……。そういうことで極力予算の折衝をいたしたい、その折には一つ御援助を願ひたいと思つておられます。

○宮城タマヨ君 私六年間、もう七年目の国会生活をいたすのでございまして、いつも思ひますことは、国会の合所におきましてつまり親心、父心、母心といふものが、この国会の政治に現れてくるかといふことを反省いたしたときに、どうも……。我が家庭では何よりも子供が大事でございます。若しそこに犯罪少年といふか、不良な子供でも、又泥棒する子供でもできましては、全力を挙げて家庭の者がかかるのでありまして、金も本当にありつたけのものを注いで、私は子供のためにする。それは我が家の点でございますが、国会に出てみますと、実に子供の問題はどの方面に對しても忘れられておる。殊に泥棒する子供なんかは、もう全く問題にされておらないといふうらふな。六年間私は考え続けて参りましたのでございまして。併しながら、これは母の役目もしなければならぬ。私などが非常に微力でございますために今日なおそういう感々を深くするうらふなわけでございますが、併し少年の問題のみならず、この犯罪者の問題につきましても、これはうらふな考へておられます。いと、社会問題としても國家問題としても大事なことなわけでございますが、まあうちやつておけばうらふなやつてもおけるといううらふなことで、実は私も曾つて申したことがあると思ひますが、保護司のかた／＼、五万人に

近いがもう本當に捨身になつて、縁の下で力持ちであつた仕事を黙々としていらつしやるからこそ、今日の社会秩序の一角が確かにこれによつて保たれておると思つておられます。ですけれども一旦このかたたちがもう止むを得ないといつてストライキをおやりになりましたら、どうしても國家の治安が保てないといふうらふな考へておられますので、お願い申上げますが、例えばこの六億六千万にいたしまして、このくらゐのことを國家が出すべきだといふことをどうぞ強力にお進め願ひたいのであります。私の法務大臣に對する質問は終りまして、あとは事務局のかたへ質問したいと思ひます。

○補見議員君 私は別に法務大臣に質問するつもりはなかつたのですが、丁度大臣お見えになりましたから、同じようなことを申上げます。今宮城さんから御質問になりましたことについて毎度のことながら極めて率直に御答弁になりましたから、私も実は率直に申上げたいと思ひます。それは衆議院のこの修正案が実は私も氣に食わないのです。という意味は、これは衆議院で修正されたその御意向が奈辺にあるかを聞いてみなければならぬので、一つ聞いてみたいと思つておられますが、要するに狙いは初年度の執行猶予者についても保護観察を付すること、これは必要だと思ひますが、併し原案から削る、これについてはいろいろな点に十分な点があるから出直して来い。それを整えてもう一べん適当な法案を出せ、こういうことを言つておられる。これに對して法務大臣もこの修正案をお呑みになつて、それで今率直にお述べに

いたしまして、その一万人といたしましてすれば、政府の予算は六億必要のわけだと思つておられますので、願ひれば私は大蔵省のほうからこれは当然それが節約されますのでございまして、それを一つ保護観察のほうへ充てて頂くということに承知願ひれば、六億でございますれば、よほどこの保護観察のほうに、観察官にいたしまして、保護司の質の向上に要する費用にいたしまして、その他の経費につきまして十分ではないかといううらふな計算をして見ましておるわけなんぞでございます。そういうふうな考へるのでございまして、一つそういううらふな意味で、もう一遍法務大臣のほうから大蔵省當局にこの御説明で、この筆法で一つやつて頂くわけに参りませんでしょうか。実は保護観察の成績の非常にいとところにおきまして、実質上にも非常によいのでございまして、又経費の面から言ひまして、殆んど十分の一に足りない経費を以て今日まで賄つておられますといううらふなことは、これは私はずばらしいことだといふうらふな考へておるのでございまして、どうぞお答へ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(犬養健君) お答へ申上げます。只今のお話のように、仮に一人として六億六千万円この制度がなければ刑務所でそれだけ費用をかけているのだといふ筆法で勿論談判いたすのであります。大蔵省はなか／＼御承知のように手ごわい役所でございます。六億六千万円なおに全部切替の費用として認めるかどうか、これは今後の折衝に待ちますけれども、とにかく私どもはそういう意味を十分に熱烈に説いて、こういう法律案を通して頂

くの費用が伴わないといふことは、或る意味で良心的でないとも言えるわけです。やかましく言へば……。そういうことで極力予算の折衝をいたしたい、その折には一つ御援助を願ひたいと思つておられます。

○宮城タマヨ君 私六年間、もう七年目の国会生活をいたすのでございまして、いつも思ひますことは、国会の合所におきましてつまり親心、父心、母心といふものが、この国会の政治に現れてくるかといふことを反省いたしたときに、どうも……。我が家庭では何よりも子供が大事でございます。若しそこに犯罪少年といふか、不良な子供でも、又泥棒する子供でもできましては、全力を挙げて家庭の者がかかるのでありまして、金も本当にありつたけのものを注いで、私は子供のためにする。それは我が家の点でございますが、国会に出てみますと、実に子供の問題はどの方面に對しても忘れられておる。殊に泥棒する子供なんかは、もう全く問題にされておらないといふうらふな。六年間私は考え続けて参りましたのでございまして。併しながら、これは母の役目もしなければならぬ。私などが非常に微力でございますために今日なおそういう感々を深くするうらふなわけでございますが、併し少年の問題のみならず、この犯罪者の問題につきましても、これはうらふな考へておられます。いと、社会問題としても國家問題としても大事なことなわけでございますが、まあうちやつておけばうらふなやつてもおけるといううらふなことで、実は私も曾つて申したことがあると思ひますが、保護司のかた／＼、五万人に

なつたように、次の国会にはよりいいものにして出したい、こういうことなのであります。その御答弁の趣旨はよくわかるのですが、これは皮肉の意味でも何でもないので、政府はこの画期的な制度を非常に意気込んでやるというので取つ組んで、そうして原案をお出しになつたのか。それでこれをお呑みになるとすれば、現在御提案になつた原案は実は甚だ自信のない、又準備のない心がまえでもつてお出しになつたのかという、私はそれはそうじやなしに、できれば少々苦しいところがあつても、ともかくこれをやつてみようという心がまえで原案をお出しになつたと思ふ。ところが今日衆議院で修正されて、それを了承せられるに當つて、一体それが最初に原案を出したときと今日の心境と比べて、それは問題は、五百円が今度の予算の修正で四百五十円になつた、五十円下つたというようなことにやないと思ふのであります。そんならその問題だけならば今度五十円分だけ増額されればいいかという、そうではないと思ひます。それで最初御提案になつたときと今日の御心境とを比較して、一体政府としてはどういふ点が顧みて十分であつたとお考えになるのか。昨日も政府委員のかたからお伺いしましたところ、細かくなつて来ますと、余り大した利益される理由も、私としては発見できない。それはどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(犬養健君) 固くならずにはさせて頂きます。何といひますか、私もはこういふ制度を立てる以上、温かい気持ちですべてのことをやらなければならぬ。仮出所者に対しては、仮

出所の特殊事情に対して保護観察をして行く、執行猶予者に対しては、これから悪に染まらうという瀬戸際の人ですから、特別の注意をする、衆議院のほうの委員のかたから言えば、この二つを一緒の法律でミックスするというのはいかがいふやないか、これもそう言われてみると一理があるのです。飽くまでも同じ法律でありますから、これは余計なことだと言ひ切れないや、心遣いが、修正を言われる委員にもあるわけでありませう。政府いじめをするとか何とかでなく、仮出所者と一緒の法律でうちの子はやられる、うちの甥御はやられると困るという気持ち、言われてみるとわかるのです。それからもう一つ、最初のときの初度目の執行猶予に保護観察を付けないということ、は、そういう心がまえで法律を一つは法律にやつた上、保護観察を付ければ、昔の要観察人といひますか、あ

あいうようなことになりやしませんか、これはちやんと法律を二者に分けて、そうして全く違つた範疇で保護観察を付けるのだ、今申上げた理屈は私は感服しない理屈でありますけれども、それがや今度潰れてもよござんすということと、天祥にして見ると、この数ヶ月、初度目の人の保護観察を我儘するくらしいことは、大局から言つて国会政治の妥協という精神から言つていいのじやないか、イギリス人でもそのくらしいことはやるのじやないか、極く理屈抜きの私の裁断であつたわけでありませう。委員のおつしやる気持ちも、二つ分けて、違つた法律で賄つておるといふ感じのほうは、すつと最初の執行猶予者の気持ちにも影響するのじやないか。これは仮出張所者と一緒の法律でやられ

ておると気持ちが悪いはしないかと言われてみると、成るほど提案のときにもつと気が付けばよかつたというふうなことは私に恥入つておるわけでありませう。それから暫らく停止して新しい法律で初度目のものを認めるというの、理論として余り私敬服しないのですが、まあそうやれば気持ちがつきりするといふことを強く御主張になれば、それだけで喧嘩別れで、折角実を結びそうなの法律案を潰すこともない、こう思つたのです。極く飾らない話です。

○補見義男君 大臣の御趣旨の点はよくわかりました。なお今申上げましたように、予算その他これに繋がる諸般の措置とありますから、これをどういふふうに衆議院のほうではお考えになつておるか、これは別の機会に衆議院から伺つておきたいと思ひます。

○委員(郡祐一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(郡祐一君) 速記を始めます。
○赤松常子君 私、今度の予算の節約で、今まで一年に五百円であつた保護司に対する謝金だけでもびつくりいたしましたのですが、又それが五十円削減されて四百五十円ということになつたという点で、いよ／＼私どもはびつくりいたしました。やり切れない気持ちです。もつとこれを多くしてあげたいと思つておられますのに……でございませうが、こういう予算の技術的な措置が何とかが削れないで済むようなことが、法務省の中でやりくりがでできないものでございませうか。

○國務大臣(犬養健君) 法務省の中で今度の行政整理と、この間の自由党と改進黨の話し合いなどで突にぎりぎりなんです。被疑者や被告人を護送する旅費まで削られました。それはやり過ぎだといふので、あとで復活してもらうといふような、そういう非常に窮屈な状態です。中のやりくりはできません。今宮城さんにごで話を申上げたと、刑務所に入つておれば一人当り年に六万六千円要する。それを外へ出して観察するのだから、その費用がほかの手段で行き得ると思つてくれ、併し大蔵省もなか／＼苦しいのですから、その二万人として六億六千万円、全部認めてくれるかどうか私も多少疑いますけれども、そういう趣旨で話合つてみたい。それにはどうしてこの制度が確立したという一階段を国会の御承認を進めないと、そういう話もできない、こういうふうには私に思つておられます。刑務所に入れた費用をつくりとはなか／＼出してはくれないうしよ。それをほかの手段で活かせ、ほかのもつといふ方法で真人間を作る意味で使う、早く言えば刑務所に入つておられるものと思つてくれ、こういう話合ひでやつておられます。法務省の中はかの予算といふものは、とても使ひ途はない、非常に窮屈な小さいものですから……。

○赤松常子君 本日に私法務大臣を信用申上げないといふわけではないのでございませうけれども、このくらしいのとが何かとこれから捻り出せないかと、再度お願いしてみたい気持ちなんです。それからその次にお尋ねしておきたいのは、昨日も政府委員に今後の見通し、或いはどういふふうにお思ひになつていらつしやうかといふことについて、お尋ねもし希望もしたのでありますが、従来の保護観察制度といふものが、非常に私どもの触れております

限りでは、いい面もあるが、マイナスの面が多くて、却つてそういう観察員が来られることにおいて周囲の信用を落し、折角就職いたしましても、白眼視されるというので、とう／＼身をくらまして、北海道の炭鉱に陥れ込むといふようなことも私一、二経験いたしておられますので、この観察制度の根本的改革といふことに対しては、どうも計画して頂きたいと思つておられます。よい保護観察員を作ることは勿論ですが、保護司のあの制度に對しましても、ただ篤志家の同情或いは理解にすぎるといふことでなく、もつと社会的な意義を持つた近代的な制度にして行くといふように、根本的に学校を作るのとといふことでもやつて行く方法が確立されて欲しい、社会事業家を作るために厚生省が社会事業学校を運轉するが、それでも作つて、そして基礎的な訓練、それから教養を身につけて、一つの近代的職業として養成しておきたいと思つておられます。この保護観察制度におきましても、根本的にもつともつと考へ直すべき制度ではないかと思つておられます。それらに對しまして是非とも一つの立案を、今からでも遅くはないので、すからお願いいたしたい、これに對しましてちよつとお尋ねいたします。

○國務大臣(犬養健君) 今の保護観察制度が、場合によつては本人の肩身が狭くなつて逃げ出すということもあり得ると思つておられます。併しその辺が、人によるのだと思つておられますが、そういう点で多少社会の一部から、大變趣旨はいいけれども實際上うまく行つていない。今補見さんに申上げたように要観察人といふような感じが残りといふけないといふことが、衆議院で新らし

第四部 法務委員会會議録第二十七号 昭和二十八年七月三十一日【參議院】

い法律を作るまでは、初度目の保護観察は暫らくストップするという御修正に一種ありとすれば、そういう御心配から出ておると思うのです。要するにそういう修正を受けるということは、保護観察の一部にやはりうまく行つていない点があるから、そういうふうな修正になると思うのです。これは謙虚な気持ちで再検討してみたいと思ひます。

それから費用のほうは御承知のように款項目でやっておりますから、右から左へ横に移すというわけに行きませんので、大蔵省に厳格に要求するわけなんです、はつきり区分けして……です。それから法務省としてはこのこと、これはかなり良心的で、実は前の大蔵大臣の向井氏など閣議で、法務省の予算の請求の仕方が一番良心的だということも言われたくらいなのでございませう。もうぎりぐりのやまをかけない予算を頂いておる。こういう筋の立つたことは、横から移さなくても十分私言えるのじやないかと思ひ、又そのつもりで考えて参りたいと思つておられます。

○中山福藏君 私どもいろいろとこれは経験しておりますという、私は学生時代に巣鴨の監獄に実に行きまして、その長に会つたのです。で再犯の連中はどれくらいいる率になつておると聞きまして、その監獄を出た翌日入るの大体三、四割あるというのを学生時代聞かされたのです。それから又二、三日すると五割ぐらゐにそれが殖えて来るというわけ、殊にこういうふうな経済事情が逼迫して参りますと、僅かばかりの日給をもらよりも、監獄に入つておるほうが氣

楽らしいのです。だからできるだけ何とかひつかかりをつけて犯罪らしい行為をして、そうして彼らの考える別荘に行きたいというのを、監獄に入る者が相当あるというのを現在私どもは見ているわけなんです。そこで私いろいろ考えまして、中には止むに止まない犯罪行為をなす人もあります。が、大体それを見てみまうと、要するに実態は刑務所というものと工場というものの差がないのです。出た日から相当量の日給を与えて食べる措置を講じてないわけなんです。仮に保護観察とかいろいろ問題、免囚保護事業とかいろいろあるかのごとく私どもには見えるのです。ところがそれが免囚保護事業なんかで検察当局などに相談しましても、一、二カ月、長いのは六カ月くらいかかる。もうその間にたまりかねて犯罪を犯すのです。そこで刑事政策の目標というものは到達せられないということが一番大きな問題です。これは事実上の話でございまして、今日ここに出されました改正法律案、これは表向きから申しますと誠に結構なんです。併しこれ以上にそれは大事なことだと私ども常に考えておるのです。工場と刑務所との連絡がないの、官という立場にある人が、学校と役所とを廊下伝いで行つて、社会というものを、見てもおられないのですから、こういう微細な点まで気が及ばないのです。学校から官庁へ廊下伝いに入つた役人さんばかりですから、社会の裏面が鈍いわけなんです。そこで理論上或いは法律上或いは刑事政策の面から

言つて、如何にもこういう体裁が整いますという、社会人の更生事業が達成せられるかのごとき感を受けたのでございませう。併し只今申し上げたその最終の、如何にして食わせるかという問題を解決しなければ、これはこういう四つの法律の改正案が出ておりますが、これはなかなかむずかしい問題ではないかと思つたのですが、そういう大局に立つて、一刀両断的な処置を一つ講じて刑務所と工場というものの差を将来お考えになるつもりはございませぬか。

○国務大臣(犬養健君) 今のお話はさぞかしそうだろうと思ひます。お話を点で早速研究してみたいと思ひます。免囚保護事業で何カ月も経つて……、本人は明日から食えない、實際社会の用をなさない。これは若しそうだとすれば一番急所だと思ひますから、どうせ四、五日で腹になりませうから、早速その点研究してみたいと思ひます。局長は専門家でございませぬか。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記始めて。
○中山福藏君 この前科者というの非常によく就職がむずかしいのです。とも、又前科というものは何でございませう、一回そういう……、先天的なものや後天的なものがございますが、なかなかおりにくいのでございませう。先天的なものには殊に治りにくい。私の事務員で戦後三年使つたところが、その間に簿籍の引出しが全部空になつた、私の事務員でございませうけれども……、精神的の結りで何年自分の犯罪性を露呈しないかという問題だと私は考へておられます。先天性を持つておつた

者は到底なおらんです。そこで私はいろいろ考へておるのですが、刑事政策の面から行けば、囚人が服役中に事業をやります。そうして日給なら日給、手当なら手当を幾らやるという建前を、そのうちから一部を天引して、それで囚人全体の株式会社をこしらえて、囚人が大きな顔をして一遍刑期が完了したときは直ちに自分の工場で働けるというふうな大局的な観点に立つて、心理学の上からもよく研究しまして、日本人というものは犯罪に対してどういふ態度をとつておるか。検察局に行きましても私はこういう罪を犯しました、今度昨日出獄したので何とか仕事をしたいと思ひますと、免囚保護とか司法保護所のところへ行けば、つて紹介状はもらつても、それ以上の手は打つてくれない。そうして一般から排斥される、どうせ排斥されるくらいだつたら俺はもう一遍やつてやるという気持ちで起さないうように、前科者だけが前科者であると思われないうに、入獄中における給与の一部を割いて、それを株式組織とか或いは一定の政府の補助金で株式会社なら株式会社、絨氈なら絨氈をこしらえる会社を建てる。そこへ送り込むという事にならなければ日本の犯罪者は、減らなと思ひます。これは単にこうして我々は机上で演習をやつておるようなものかと思ひます。生きた仕事をしなければ駄目だと思ひます。だから私は国家がこういふところを目を付けて、やはり囚人だけで維持して行く株式会社なら株式会社を作つて、そうしてそういう連中が飯の食えるようにして、生きた仕事をやらなければ駄目だと思ひます。これはこういう四つの法律の改

正が出ておりますから結構ですけれども、一歩前進だと考へます。考へますけれどもやはり慣れに來ます。こういうことをしても同じことになると思ひます。だから大局の終局はどこにあるか、如何にして飯を食わせるかという制度を刑事政策の面から打立てなければならぬと思ひます。どうぞ一つお願いいたします。

○国務大臣(犬養健君) 御尤もです。飯を食わすというほうに触れてありません。早速いろいろ人にも会つてみて研究してみたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記をつけて。
○中山福藏君 これは七年を五年に短縮されたということは、誠にこれはいいことだと思つたのです。それから禁錮以上の刑に処せられた者で執行猶予中の者でも、特殊な者に限つては更に執行猶予をする、一年以下の者についてはどういふようなことになつておられますか、これは誠にいい制度だと思ひますが、私はもう一歩進んで特異な場合には、三回くらいまで執行猶予をしてもいいのじやないかと実は考へておりますが、一応これで区切りをつけておいて……、こういう点も大臣はお考えになつておられるでしょうか。

○国務大臣(犬養健君) これは非公式の話には出たこともありませうから、なお研究したいと思つておられます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

して、更に政府当局について引続いて御質疑をお願いいたします。

○宮城タマヨ君 ちよつと保護局長に伺いたのでございますが、この衆議院の修正案通りになりますというのと、第一一条中第二十五条ノ二第一項前段ノ改正規定」を削られますというのと、この十八歳に満たない少年の保護観察が全面的になくなるということになりはしないかと思ひます。それはこの犯罪者予防更生法の第三十三条第四項に、十八歳に満たないとき懲役又は禁じにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者」ということが規定されておられますが、そしてこの刑法の第二十五条ノ二、第一項の規定によりまして、とうとう、この保護観察に付されるものということになつておられますが、この第一項の前段が削除になりますと、十八歳未満の子供を全部執行猶予の者が保護観察から外されることになりはしませんでしようか。これは大きい問題だと思ひますが、如何でしようか。

○政府委員(斎藤三郎君) 御指摘の点、現在の犯罪者予防更生法第三十三条第四号として、十八歳未満で、懲役又は禁じにつき刑の執行猶予の者は、その条文によりまして保護観察を受けることに相成つております。ただ今回の保護観察とは若干趣きを異にいたしておりまして、保護観察中に再犯さえ起きなければ、保護観察を行う者の指示、指導に従わなくても取消というところは全然起らない、従いまして同じ三十三号の各号、一号から四号ございませぬ。その他の例えは仮出獄中の者、或いは仮退院の者、或いは家庭裁判所から保護処分として参りました少年、こ

り、或いは戻し収容なり、或いは家庭裁判所に再度通告するとうふうな裏付けがございまして、執行猶予の少年につきましては、保護観察によつていただきますが、その裏付けはない、こういうような保護観察になつては、どういふような保護観察になつては、どういふような保護観察を考えたか、それで今度の原案を考えたか、そういう関係で裏付けがないか、取消し的なものがないか、という意味で、徹底を欠いておる点もございまして、今度の二十五条の一項前段で、二十五条の二の一項前段におきまして、十八歳未満で、裁判所が必要によつては保護観察を付けることができるという執行猶予にして、こういうことになつたのでございまして、衆議院の法務委員会

の修正におきましては、その全部を一度の法案の整備まで見送るといふことになりまして、結局私どももいたしましては、只今法務大臣が申上げましたように、通常国会まではこの法案を第一回目の執行猶予に伴う保護観察を行う法案を準備して、そうして通常国会に出すことになつておられますので、結局それができますれば問題がないか、ということに相成るわけでございます。なおこの案におきましては、本年の十二月三十一日までの間において命令を定める日から施行されることに相成つております。そうしてその際におきまして、この十二月三十一日の施行日までの前の、施行日前の犯罪については保護観察を付けられないことになりまして、そういう筋合に相成ると存じております。さういふ関係で、通常国会に出してこの制度を整備されるとうふうなことになりまると、極く短期間のギャップはできるかも知れませ

んが、その後におきましては、この原案と同様に必要ある場合には、先の場合でも保護観察を付けて而もそれが強力といひますか、徹底した保護と指導を加えらる、こういうことになりまして、大体それで賄えるのではないかと、かように存じておるわけでございます。その点はいろ／＼検討いたしまして、それでいいのではないかと、こういうふうに考へておる次第でございます。

○宮城タマヨ君 今のところちよつと私了解しかねたのでございまして、そうすると若しも十二月三十一日までには法の法案が通れば、そうすると空白時代はないか、ということに考へていいのでございませぬか。

○政府委員(斎藤三郎君) 十二月三十一日まででございまして、そのときに新法を施行されることになれば、全然空白がないということになると存じます。

○宮城タマヨ君 併しそれは将来のこととて、そこまでできれば非常に幸いですけれども、どうなりますか、わからぬ場合に、まあ将来のことはわからぬが、現在何か立法的に措置されんども大丈夫ですか。

〔委員長退席、理事官城タマヨ君着席〕

○政府委員(斎藤三郎君) 将来のこととは私どももいたしましては大臣の声明、衆議院ではそういうことをお話しやつておられますし、ここでもお話しになつておられます、次の国会には、通常国会には現在のところまでできていない点を是正する法案及びその他の準備を整へて実施いたしたい、かようにいたす考へてございまして、その間ギャップの生ずることはないだろうかと、こういうことにつきましては、将来のことを申すということもどうかと思ひますが、私どもとしてはさういふつもりであります。十二月三十一日までにはさういふ制度ができればギャップなしに済むことができますし、又この保護観察と申しまして、従来のこの法案で廃止になります保護観察と新法の保護観察とは効果と言ひますか、効力の点において異なるわけでございます。先ず申上げるまでもないのでございませぬが、今度の保護観察に付せられるということになりまして、保護観察中守らなければならぬ事項を守らなかつたということによつて執行猶予が取消しになるという効果を持つておりますが、この法案で廃止になる旧法による保護観察は、さういふ保護観察に伴う効力を持たないで、ただ一般の執行猶予の取消しの理由だけによつて取消しになる。結局保護観察を守らなくても、守らないということによる結果の生じないような保護観察でございます。従つてさういふ関係から法律上当然如何なる罪についても保護観察に付する、こういうことになつておりますのでございまして、この法案を準備いたしました考へでは、徹底した裏付けのある保護観察を行うことが必要である。それにはやはり少年の場合であつても必要のない場合は除いておると、必要な場合は行わぬ、必要のある場合に徹底した保護観察を加へるといふ考へ方で立案をいたしまして、それがいろ／＼な事情から若干の期間形の上において取残されるということになりましてさういふ問題が生じた次第でございませぬが、その点につ

きましては近い次の通常国会までには是正をするとうふうなことで行つておられますので、これで賄い得るものと、かように存じておる次第でございます。

○補見義男君 今の問題に關連してお伺ひしますが、問題は二つあると思ひます。それは十二月三十一日までの間において政令で定めるとあつて、十二月三十一日に施行するとうふうにはなつておらないのです。従つて準備を整へば八月からでも施行するし、或いは九月からでも施行するとうふうか、或いは九月から施行する、その文面に現われぬ、八月から施行する、或いは臨時国会を召集してやるか、或いはこの法文の上では実は不明確な問題なんです。その不明確な問題に對してどう処理されるかという問題が一つなんです。その意味から行くと、少くとも法文上は政府提出原案であれば問題なかつたのだが、衆議院が修正されたために、その修正に伴う補正といひますか、補完といひますか、それが衆議院の修正案には洩れておる、少年についての関心がこの委員会の官城さんのような方が衆議院の法務委員会には恐らくおられずには落されておつたのじやないかと、これはまあ聞いてみなければわかりませぬが、その問題が一つあります。

それからもう一つの問題は修正された新しい制度においては、保護観察の内容或いは効果が旧法とは違つて、少年についてその保護観察を付する必要があるものだけを付すと、こういうことで効果も従来と違つておる。ところが従来十八歳に満たない者については、現在もこれは官城さんからお話があつたと思ひますが、どうして

これは必要だ、而も現在の内容のよう
なことで十分であり、而も必要で
あると、こういうことで設けられてお
る。十八歳未満の者の保護観察が今度
は保護観察に付する必要がある者と、
そうでない者というふうにはつきりと
区分されて、保護観察に付する必要が
ないという者も実は生じて来る結果に
なるわけですが、この改正法において
は……とところがその根本の考え方が
保護観察に付する必要があるかないか
というのじやなしに、保護観察に付し
たほうがいい、又必要があるというの
で現行法が、犯罪者予防更生法第三十
三条ができておると、こういたします
れば、この際に改めてこの保護観察に
付する必要があるかどうかという現行
法の制度自体の、何といいますが、当
否といいますが、価値判断というもの
をここに改めて又やり直す必要がある
と思うのです。その価値判断は改めて
やらすにおいて、ただそういうふうな制
度を改正されるから、入るものは入る
し、そうでないのはもう十八歳未満の
者も入れない……これは私は根本
的な大きな改革の問題で、この問題は
私はまだ十分に検討されておらないの
じやないかと思う。従つていずれにし
ても、第一の法文の標識の問題にし
ても、それから又第二には実質の問題に
しても新しい制度ができるまでは、
少くとも従前の例によるとか何とかい
うような制度を設けておかないと、余
りにもそれは粗漏な、改正に伴つて肝
心な問題が等閑に付せられるという宮
城さんの御意見は私は尤もだと思つて
すがね、どうなんでしょう。これは
一遍参議院の何に聞いてから又いろ
いろ相談しましょうかね。

○理事(宮城タマヨ君) そうしましよ
う。

○赤松常子君 ちよつと細かいことを
お聞きしたいのでございます。犯罪者
予防、更生法でございませうけれども、
この「呼出引致」というところござい
ますね、「いつでも」、保護観察に付され
ている者を呼び出し、質問することが
できる。「いつでも」という
のがですね。大変、付されている者か
ら見れば不利益だと思つてあります
が……、四十一条でございませうね。

○政府委員(斎藤三郎君) これは現行
法の点でございませうが、これはまあ強
制力を用いないで呼出す場合でござい
まして、必要のある場合に呼出すとい
うこととございまして、勿論当然常識
上本人の非常に不利益になるというよ
うな場合はできるだけ避けるべきであ
るし、又そういうことをやつてはいけ
ないと、こういうように存じて、運用
については注意いたしております。

○赤松常子君 大変一方的にいつでも
呼出されるということは、非常に周囲
に人がいるときにやられるとか、或い
は昼でも夜中でも引張り出されるとい
うふうに広く解釈されて、とても私不
利益だと思つておりますが、現行法
もそうなつておりますし、大変私ちよ
つと読んでみてとてもかあいそうな場
合があると思つております。

○政府委員(斎藤三郎君) 何か相対立
するような立場になつて、こういうこ
とを法文を楯にとつてやるといふこと
になると何でございませうが、保護観察
自体が本人のために親として姉となつ
て面倒を見て行く、こういうあれでご
ざいますから、「いつでも」と言つて
も、子供の都合の悪いときはできるだ

け避けるというふうには運用すると思
います。この刑事訴訟法と違いまし
て、そういうつもりで運用してはな
らないことは根本でございませう。そう
いうつもりで保護観察なり……。

○赤松常子君 「いつでも」は削つて
零いてもいいのじやないかと思つて
ますが、あつてもなくてもいい、運用でよ
くやられてはいるならば……でもここ
にあるならば、いつでも引張り出され
て仕様がないうる気持になりやすい
のではないかと思つてますね。

それからその次のやはりこの同じ法
律の中の第二項の二でございませうが、
保護観察に付されている者が遵守すべ
き事項を遵守しなかつたことを疑うに
足りる十分な理由があるというものと
も広巾に解釈されると思つてござい
まう。そんなことでも疑うに足りるといふこ
とになれば、小さいことでも何でも引
張り出されるという解釈になつて、そ
の認定は観察官がする、保護司がする
のでございませうが、ここ、非常に
私微妙だと思つてます。

○政府委員(斎藤三郎君) 個々の保護
司或いは個々の観察官がいたすのでは
ありませんで、地方委員会或いは保護
観察所の長が、而も裁判官の発する令
状をあらかじめ得ておまして、それ
によつて引致するのでございませう……。

○赤松常子君 その認定者はその長
が……。

○政府委員(斎藤三郎君) 請求するの
は委員会が観察所の長が裁判官に請求
をして、そしてその裁判官が同意をし
て出されたその令状によつて、引致状
によつて引致をする、こういうことにな
つておまして、個々の者が自分だ

けの考えでやるということにはなつて
おらないのでございませう。

○赤松常子君 けれどもそれを申出る
のはやはり保護司が長に申出なければ
わからないわけでございませうね。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護司がそ
の部を担当している観察官に連絡をい
たしまして、そして担当保護観察官
が毎月の本人の成績等についても、又
いろいろ書類、本人についての報告
も聞いておられます。又どんな場合に
も一回は直接本人に会つていろいろ話
を聞いておられます。その人がいろいろ
判断をし、その上に観察課長がござい
まして、更にそれが観察所長と相談を
いたしまして所長が決裁をしてそうし
て手続をやるわけでございます。

○赤松常子君 そういう段階が踏まれ
ているわけですね、実際は……。それ
からその次の第四十五条の二でござい
ますけれども、そのお終いのほうに「監
獄若しくは少年鑑別所又はその他の適
当な施設に留置することができ」と「実
際「適当な施設」と言ひますと、どう
いうところが予定されておられますの
でございませうか。

○政府委員(斎藤三郎君) これは少年
院の場合が一番多いのではないかと思
つておられます。

○赤松常子君 大体済みましたけれど
も、私根本的に保護観察制度というも
のを実施するほうがいいのか、それ
に積極性を持たせようとなつてい
るのか、或いはこの制度はあるけれど
もまあできるだけ積極的にこれをしな
らうがいいとお思ひになつておられる
か、根本的にどういふふうにお考えで
いらつしやいませうか。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護観察は
保護観察の必要のない人に用いるべき
ものではないかと思つておられます。併
し刑務所に現在入つておられる人の中
で、適当な保護者がなく、而も
早く保護者を付けないために非常に悪
い条件になつて入つて来る人が相当多
いのじやないか。根本的な考え方とし
て刑務所は最近の考え方において教育
を中心としたやり方をいたし、多大の
国費を使つておられるのだから、出るとき
は入つたときよりいい人にして出すと
いうことを考え方としておられます
が、何しろ高い塀の下に限られており、
而も厳格な監督の下に、一日中監督の
下におられるわけでございますから、教
育といたしましては変則的な教育であ
ります。往々にして模範囚が社会に出
席

たところが、案外模範囚でなかつた
というふうなこともございませう。又本
当に模範囚であつても、長年社会から隔
離されたために適応性を失つておると
いう場合もございませう。従ひまして留
置刑の執行が非常に教育中心に考へて
おりますが、そういうつた制度上制約が
あり、而も又多大の国費を要しますの
で、できるだけ保護観察で賄える人は
賄つて、そして社会において改過選
善のできる人は改過選善を促つて行く
ということが考え方としていいのじや
ないか、かように存じます。又保護観
察が本人にとつて或る意味において消
極積極両面ございまして、消極面にお
きましては本人に負担でございませう
が、不必要な人は保護をなすべきでは
ないと存じておられます。

○赤松常子君 その場合に本人の納得
の上でなされたほうがいいと思つて

六

でございますが、それはなか／＼むずかしいことあると思ひます。本人はそういう人がつきまといわれるのをいやがる場合が多いと思ひますが、そういうところまではどうなつておりましたらうか。本人と観察される人が納得して誠に融和を保つて行かれて行く状態が一番いいと思ひますが、そこが非常にむずかしいと思ひるのです。

○政府委員(斎藤三郎君) この保護観察の何といひますか、性格といひますか、人をそつた強制力を用いないので自分の人格の力なり、信頼によつて一緒に改過遷善を遂げようとするという制度でございますから、本人の同意とか納得するとか言うことは必要であろうと思ひますが、併し最初から同意がなければいかんということにいたすのでは、誠にこれは運用上非常に窮屈なものになるのではないかと。これは裁判所が事犯の性質なり、又本人の性格なり又保護司といひか観察官のやり方なりによつて、そうして裁判所に適切な運用を図つてもらう、こういうふうに行くべきではないか、かように存じております。

○委員(長(郡祐一君)) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(長(郡祐一君)) 速記を始めて。
それでは一時半まで委員会を休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十分開会

○委員(長(郡祐一君)) 午前に引続いて只今より委員会を開会いたします。
○楠見義男君 衆議院の修正案につきまして一応その趣旨を御説明お願いし

たいと思ひまして、たゞ／＼の御足労を煩して誠に申訳ありません。

実はお伺ひいたしたい趣旨は、私どもは初度目の執行猶予者についての保護観察制度は、周期的の制度として非常な結構な制度であると思ひ考へておつたのでありますが、ところが、いろいろ御審議になりました結果、衆議院のほうではその規定を削除せられまして、その代り附帯決議をおつけになつたのであります。その御趣旨は初度目の執行猶予者についてもその必要は認め、ところが「初度目の執行猶予者について、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速かに、国会に提案すべきである。」というふうな附帯決議がついておられます。

で、御趣旨の点をこれからお伺ひしたいのでありますが、この附帯決議を見まして感じましたことは、衆議院も初度目の執行猶予者についての保護観察制度の必要を認めておる。その法案が実は政府から今回提案されておるのをわざ／＼削つて、そしてもう一遍又出して来い、こういう御趣旨でありまして、さつ／＼に言へば、もう少し練つて出直して来い、こういう御趣旨だらうと思ひ、もう少し練つて来いという意味が、それじやないかという条件かという、附帯決議の初めに「予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに」あの何の何に「適切な法案」……、そこで御審議になりました際にいろいろ問題になつたのだらうと思ひますが、これは私どもとしまして、審議を進めて参ります上において、衆議院が御決定になつた御趣旨のその中で、「予算その他これに必要な諸般の措置」ということは一体どういふこと

をお考へになつてこうしておられるのだらうか。例えばこの予算なら予算でこれ／＼の金額が必要だといふような具体的に御検討になつたことだと思ひますが、その御検討の結果を承知したがつた、できれば私どもも衆議院のかがたと同じくその実現に努力したいと思ひるのであります。従つてそういう意味でこの予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるといふことについて

は、どういふふうにお考へになつておられるのだらうか、それが第一点。それからその次に「適切な法案を準備し、」というありますが、現在政府の原案として提案されておるその法律では不十分で、もつと適切な法案を準備する、こういう御要望のようであり

ますが、どういふ点を問題にせられておるのか、これも私どもの審議の今後の参考の資として非常に有益だと思ひますので、第二点としてその点は甚だ御足労を煩して恐縮でございますが、御説明を煩したい、こういうことである。

○衆議院議員(兼治長作君) 我々は今お言葉のありました通りに、この法案の審議に當つて保護観察制度を設けてできるだけ執行猶予者を多くし、実刑を科さないで保護の面において更生せしめるということには全幅の賛意を表したものであります。ところがこの法律を見ますと、第一条中第二十五條の二のあとに「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」といふことになっておる。ところがこの別に定める法律とは何ぞや、こういうと、第三条に出ておる犯罪者予防更生法をこれに準用してやるということになつてお

も、別の法律で定めるといふようなことがこの中に出ておることはおかしい、それは理窟の面ではよろしいのですが……、そこで問題になつたのは、この犯罪者予防更生法といふものは、いわゆる不良少年を感化収容保護の面、それから仮出獄中の者に対する観察の面、これを目的としておる。折角執行猶予をして社会的に何もなかつたのだ、こういうことで、何といふか普通の人間と同様に取扱つてやるということが一番いいという考へで執行猶予を付けるのに、仮出獄の者と同一の保護の機関にあつておるといふことは、これは理論上許すべからざるものだ、これが一番問題になつたわけである。そこで随分政府に対してこれは一体この執行猶予者に対してこれで観察するといふことは、根本的に誤りだと思ひ、幸いにして「別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とあるのだから、この法律は我

は不賛成でないのだから、このまま通しておこう。通してその代りに、施行期日を不確定にして、この保護観察について別の法律を新たに出してもらつて、この執行猶予者を保護する意味において適切なものを出してもらう。その上で一つそれが施行の際に一緒に施行するといふようにしたら両方の顔が立つて一番いいのだらうといふこととで長らく政府に意見を言つておつたのですが、どうも政府もこれを出すに

ついては、いろいろ準備もあるし、取りあはずこれを通しておいてもらえら……、そういうことで随分やつたのですが、大臣が必ず出すとおつしやつたところで、仮に大臣がやつてみたら、その責任を負う人がいないのだから……、それは変つても出すという説明で長らくもんでおつたのです。ところが政府のほうで次の機会にやるからと言われるから、それでは仕方ないから、今のこの保護観察制度にこれをあてるといふことはきらいなんだから、そこで第一回の場合には保護観察にあてないということにする、第二回の場合に保護観察にあてるといふことにする。但し保護観察制度ができてくれば、一回といへどもこれをあてはめることは望ましいのですから、そこでこの希望決議をやる。そのことが初度目の執行猶予者についても保護観察することができるといふようなことを入れた趣旨でございます。その次に予算面につきまして、どうも現在の犯罪者予防更生法に基づく司法保護司の案情を聞いてみますと、これはまあお話にならんものなんで、これは随分皆さんが犠牲的精神でやつておられるからいいやうなもの、私は法務省においていろいろことでも満足しておられるといふことは、我々として何といふか心の許さ

ら……、それは変つても出すという説明で長らくもんでおつたのです。ところが政府のほうで次の機会にやるからと言われるから、それでは仕方ないから、今のこの保護観察制度にこれをあてるといふことはきらいなんだから、そこで第一回の場合には保護観察にあてないということにする、第二回の場合に保護観察にあてるといふことにする。但し保護観察制度ができてくれば、一回といへどもこれをあてはめることは望ましいのですから、そこでこの希望決議をやる。そのことが初度目の執行猶予者についても保護観察することができるといふようなことを入れた趣旨でございます。その次に予算面につきまして、どうも現在の犯罪者予防更生法に基づく司法保護司の案情を聞いてみますと、これはまあお話にならんものなんで、これは随分皆さんが犠牲的精神でやつておられるからいいやうなもの、私は法務省においていろいろことでも満足しておられるといふことは、我々として何といふか心の許さ

ことだと思ひますから、もう少しこういう周期的な制度をきめるならば、周期的な制度に合うやうな立派な一つ保護観察制度を作る。同時にその観察に当る人に対しては立派な人を入れて、もう少し手当についても相当のことをして頂かなければならぬ。まあ幸か不幸か、こういうやうな問題になります。地方からいろいろ笑顔を訴えて参ります。私のところへ来たのなんかを見ますと、一年に五百円の手当である。併しそれは会費に取られてしまつた。だから一回出ると四十円、五十円出るのである、それは雑費に取られ

ら……、それは変つても出すという説明で長らくもんでおつたのです。ところが政府のほうで次の機会にやるからと言われるから、それでは仕方ないから、今のこの保護観察制度にこれをあてるといふことはきらいなんだから、そこで第一回の場合には保護観察にあてないということにする、第二回の場合に保護観察にあてるといふことにする。但し保護観察制度ができてくれば、一回といへどもこれをあてはめることは望ましいのですから、そこでこの希望決議をやる。そのことが初度目の執行猶予者についても保護観察することができるといふようなことを入れた趣旨でございます。その次に予算面につきまして、どうも現在の犯罪者予防更生法に基づく司法保護司の案情を聞いてみますと、これはまあお話にならんものなんで、これは随分皆さんが犠牲的精神でやつておられるからいいやうなもの、私は法務省においていろいろことでも満足しておられるといふことは、我々として何といふか心の許さ

ら……、それは変つても出すという説明で長らくもんでおつたのです。ところが政府のほうで次の機会にやるからと言われるから、それでは仕方ないから、今のこの保護観察制度にこれをあてるといふことはきらいなんだから、そこで第一回の場合には保護観察にあてないということにする、第二回の場合に保護観察にあてるといふことにする。但し保護観察制度ができてくれば、一回といへどもこれをあてはめることは望ましいのですから、そこでこの希望決議をやる。そのことが初度目の執行猶予者についても保護観察することができるといふようなことを入れた趣旨でございます。その次に予算面につきまして、どうも現在の犯罪者予防更生法に基づく司法保護司の案情を聞いてみますと、これはまあお話にならんものなんで、これは随分皆さんが犠牲的精神でやつておられるからいいやうなもの、私は法務省においていろいろことでも満足しておられるといふことは、我々として何といふか心の許さ

てしまふ。そのあとには旅費も皆自弁だ、何もないのだ。厚生省のほうなんか見ますと、母子相談なんかは相当の手当があるにもかかわらず、こつちのほうは相談に来たのなんか勿論だし、旅費なんかは自弁なんです。こんなことはそう長く続くものではないというふうな訴えもありましたから、これらの点はもう少し画期的な制度を作らなければならぬ。予算の面においても相当の裕りを持つて、誰の前でも決して恥しくないものを作つてもらいたい。この二つの精神から希望条件になつた、こういう実情であります。

○補見議員 よくわかりました。ただこの点はそうするところというふうに理解していいでしょうか。初度目の執行猶予者については、いい保護観察制度ができればその保護観察制度に乗つてかつかつてもいい、必ずしも初度目の執行猶予者については保護観察制度というものが必要だということ、こういう意味でなしに、むしろいい保護観察制度ができればそれに乗つかつてもいいとお考えですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 私はもつと積極的なんです。初めからその保護観察制度に付したい。併しこんなあいまいなものにされてはいけませんから、これを削つておく。その代り新しいものに進んだらそれにすると、初度目の執行猶予者についても保護観察に付することができると、こう書いてあります。

○補見議員 いや、それならば結構です。今の御説明ではちよつとあれだつたのですが、それでわかりました。それからもう一つこういう問題が御審議の過程で起きたかどうか、これを

参考までに開きしておきたいのですが、それはちよつとこれを見て頂きたいのですが、犯罪者予防更生法の三十三條、その四号ですね、上が旧法で、下が改正法なんです。その上のほうで、これはあとから宮城さんからもお尋ねがあるかも知れませんが、現在の十八歳未満の者についてはこの保護観察に付したほうがいいということ、保護観察に付しているのです、これは初度目です。ところがこれは原案で行くと包含されるわけです。従つてそういうような改正をしても現在十八歳未満の者は当然その改正規定に拘束されますから、現在通り執行ができるわけです。ところが衆議院のほうで二十五條のほうのこの前段をお削りになりましたから、十八歳未満の者は現在はいいものとして保護観察に付しておるものが付せられなくなる。それは二項の後段で、前に刑を受けて執行猶予中の者が、もう一遍又一年以下の懲戒禁固に付せられた者、これは必ず付すというのが二十五條の二の後段の規定ですから、前段の規定を削除しますと、そのものが包含されなくなる。そういうことは問題にならなかつたのですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 先ほどもお尋ねがございました、私考慮してから申し上げたいと思つて御答弁を申し上げることを控えておりましたが、便宜私から御説明申し上げます。今回の政府の案におきましても、又今後現在臨時的と申しますか、今後整備して初度目の者に付けたいという、こういう保護観察も、いずれも従来のこの犯罪者予防更生法三十三條四号の趣旨とや異なる保護観察、というのは取消しがありま

すし、それからもう一つ必要に応じて付けるという趣旨でございますが、結局従来の三十三條四号の扱い等につきまして、誰が見ても必要のない者についてやはり法律上保護観察がついたという点も反省しまして、今回の案におきましても、成人といわず、少年といわず、執行猶予について初度目の者については裁判所が必要に応じてつける、こういう案でございます。又今後整備しようという案についても同様扱いにしようという考えでございます。そのようにいたしました、こういうことでございます。そういういたしますとこれを若干の期間、大臣から言明いたしましたように、私ども次の通常国会に整備された執行猶予を伴う保護観察に関する法律案を提案いたしました、御可決になりますと、それによつて、御可決になりますと、それによつて切替ることになります、その際のことを考えますと、これを経過規定として入れておきますと、たまたま裁判が早く済んで、この切替法律の前で裁判があれば、必要があろうとなかろうと全部保護観察が付いてしまふ。そうすると同じような事案であつても、この切替法律の施行後にそれが裁判されるということになると、裁判所が必要に応じてこれは付ける、付けない場合もあるという矛盾も生じて参ります。確かに反面においてはその間ギヤップがある場合に付けられないというあれもございしますが、新法の精神からいって会計付け過ぎるという面も出ますので、その長所短所、利害得失もございしますので、それをいろいろ考慮いたしまして、やはり本人に不利益をかけないという点を主として考えるべきじゃないか、そして又期間もできる

だけ短かくしたいという、こういう趣旨がございまして、考え方からいろいろ検討いたしました末に経過規定に入れない、こういうふうにいたしました次第でございます。

○補見議員 私は実はこういうふうな理解しておつたのです。十八歳未満の者の、犯罪者予防更生法の三十三條の四号の場合は、これは必ず付けたほうが本人のためにいいと、こういう価値判断に基づいて現行法ができておつたと思つておつた。ところが今の御説明を伺いますと、そういうふうな価値判断をしたことについては再検討をする必要がある。即ちする必要のある者とならざるを区別して、それによつて必要のある者だけにはして行こう、こういうことだから、経過規定を設けると却つておかしくなる、そういう前提であれば斎藤さんのおつしやることは私にはうなずけるのですが、そのもう一つ前の現行法の規定の趣旨ですね、趣旨は異論があると思つておつた。これは意見の相違になるかも知れませんが、この点については私は実は先ほど申し上げたように理解しておつたから、そんならこれはおかしくなる、こういうふうな思つたのですが、この点は一宮城さんのほうからで

○宮城タマヨ君 今の問題に触れます前に私も初めからちよつと伺つてみました。衆議院のほうからの修正案でございますが、今までの、自分たちのほうでは保護観察の新しい制度を確立して行くとおつしやつて、そして今度の法案のようないまいというお言葉でお

現わしになつた。さようにそのあいまいな点というようなことについてもう少し、納得できませんから、一体衆議院のほうで願つていらつしやる新らしい保護観察の制度といひますか、方法というものはどういふことになつていらつしやるのでございませうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) あいまいという言葉はいいか悪いか知りませんが、今問題になつておりましたのは犯罪者予防更生法の第三十三條を見ますと、「一、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者」「二、少年院からの仮退院を許されている者」「三、仮出獄を許されている者」現在はこちらの者に対する保護観察のためにできおるものなんです、ところが執行猶予によつて出た者はこういう者とは全然觀念が違つて我々は考えるので、それを折角執行猶予にして普通社会人と同様の取扱いをして、速かに更生させようという觀念であるのに、ここに書いてある少年並びに仮出獄者と同じの取扱いをされるということになると、目的が全然違つて来る。我々は諺で言つたのですが、折角新しい酒を盛ろうとするのに、古い革の中に入れておられるのだから、入れるべからざるものだから、だからこういうものはいかん、絶対我々はこういうものを、觀念が許さん、これが根本だつたのです。それと一つ、犯罪によつて

○宮城タマヨ君 ちよつと一つ、今のところで目的が違つたとおつしやるのですが、今までの、今おつしやつた犯罪者予防更生法の第三十三條によりまして第一項の保護処分を受けた子供たち、

それとあの少年に對しましては第四号の十八歳未満の者のこれは執行猶予に付ける保護観察、これはもう今まで執行猶予に付ける、ただ今度の制度と違いますが、年齢によつて違うだけ、今までは十八歳未満の者について、刑の執行猶予を受けた者に対しては、ことごとく子供であるから保護観察が付いておつたのでございます。それと

いま一つは、大人の出獄についての保護観察が付いておつた。そうすると、その人たちに對する保護観察というものと、保護観察をして本當に社会に社会人としてのいい生活をさせる、つまり更生生活をさせるということ、今度のこの新しい刑法の改正による保護観察というものの観念が違ふ、目的が違ふとおつたのでございますけれども、私はそれは観念が違ふのでも目的が違ふのでもなくて、取扱いは確かに違ふなければならぬと思つたので、それで結局はその取扱ひの問題で

いわけると、今まではパロール、保護観察のパロールが主でございましたね。子供に對してはプロベーションもあつたのですけれども、今度は同じ保護観察でもプロベーションを確立しようという、そのプロベーションの問題で、目的においては私は何ら變るところはないというように思つておりますが、その点如何でございませうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 私はそれは仮出獄の者の、この仮出獄に對する遵守事項です。これを何です、執行猶予の者に一々當てはめられては大変だと思つた。遵守事項に……。

○宮城タマヨ君 つまりそれは目的を達するために作られております遵守事項で、そういうものを変えたいからというものは目的は違つてゐるからと意味じやないのじやないですか、取扱ひが違ふということじやございませぬか。つまりパロールとプロベーションとの違いのために遵守事項なんというやうなものもやはり考えなければならぬという、意味じやございませぬか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それはそういう説明もありました、大体執行猶予がものによりましては、例えば選挙違反の者には勿論執行猶予が付くと思ひますから、これらについて一体保護観察の必要があるかないかということ、仮に必要であるといつたとしても、ここに遵守規定のやうなものも適用されてはそれは一体いいか悪いか、これが一番私問題にしたわけな

んであります。當てはまらない、そこでやはり政府の答弁を聞きますと、そういうものには必要はないですと、従つてそういうものに保護観察にしても、そういうことはやしませんと、こうおつたので、法律の規定では保護司は、そういうことができることになつてゐるから、それはもう……。

○宮城タマヨ君 その点は参議院のほうでも問題にいたしました、不必要な者に保護観察を付けることはいじやないか、そこでやはり裁判官の裁量によつて人間を見て、結局これはケース・ワークですから、人々によつて取扱ひを異にしなければならぬのじやないかという問題はもう議論されたのでございませぬ。それで私個人の考えもやはりこの点は改正しなければいけ

ない、こう思つてゐるのです、本當は……。

○衆議院議員(鍛冶良作君) この犯罪者予防更生法の三十四条の保護観察の遵守事項を見ますれば、これは全く仮出獄の者に對してはこれは必要なんです。ところがこれをそのまま準用されるものから、必要のない者にもこの規定が適用せぬようにするとおつしやつたところが、これははまるのだと言われたら条文に書いてあるのですから、そこでこれを見ますと、一号、二号はまだいいでしょうが、三号は大変なことなんです。「犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。」

選挙違反の場合なんかで執行猶予になつたときに、犯罪性のある者と交際したと言われると、どの程度まで入るものか、大変なことでも想像できることになると、それから第四号にすると「住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めらるること。」これを守ら

なければならぬから、こんなことを適用されるのですから、こんなことを適用されるのじや、これは執行猶予者に對しては果してこんなことを守らなければならぬかということになると、大問題だろつと思つた。仮出獄の者ならこれは止むを得ないと思つたけれども、

○捕見義勇君 関連して、今の解釈、今の鍛冶さんの選挙違反の問題はこの改正案においても解決はして、いらないのじやないですか。というの二十

のやつで、これは選挙違反には特別法が含まれて、そうして、又執行猶予になつた、ところが今それは特別法も含まれておりますから、従つて選挙違反の場合私のほうも実はこれを問題にしたいのです。それから鍛冶さんの言われる選挙違反の者も当然あの遵守事項を守らなければならぬ、こういうので解決はその点についてはいいと思つたので、どうでしようか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) その通りです。如何にも我々はこれはあまいなものだから、一日も早く新しい保護観察制度を作つてもらわなければならぬと思つております。今のままで行

われないなら、本當は変えなければならぬ。そこで、この間まで出ておつた案は、初回目は全然付さない。二回目に付すことを得としよう、こういうことを考へておつた。ところが、だんだんと歩み寄つて、折衷案として、このところ過渡期だから、第二回目から付する、その代り新しいのをこしらえるのだぞ、新しいのが出て来れば、

○宮城タマヨ君 鍛冶さんね、結論としては、私も衆議院に同調して、これは円満に成立させたいと思つていますけれども、それだけにやつぱり練り合ひたいという意味で、思存分のこととを言わして頂きますよ。そうすると、鍛冶さんのお話を聞くと、今までの保護観察制度というものは、余り効果があつたように聞えますが、その点どうでしよう。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そうじやありません。今までの保護観察制度は、そういうことではいいのです。不良少年に對することや、仮出獄者に對しては、それをそのまま執行猶予の者に持つて来るということでは違ふ。入れ物が違ふのだと、こういう考え方で我

○宮城タマヨ君 今度付きます執行猶予ですね。執行猶予に保護観察が付くということは、本當なら刑務所に入れなければならぬのだけれども、保護観察が付くということだから、一つこれは考えよう、どうかして助けてあげたいという裁判官の裁量によつて、

○衆議院議員(鍛冶良作君) これはあなたのおつしやる狙いと、私の狙いは同じことだろつと思つた、ちよつと言葉の上において違ふ。私は、入れる必要はないんだ、入れる必要はないと言つては、少し行きすぎかも知れませんが、誰かしっかりと保護者さえおるならば、入れる必要はないのだと、

○衆議院議員(鍛冶良作君) そうじやありません。今までの保護観察制度は、そういうことではいいのです。不良少年に對することや、仮出獄者に對しては、それをそのまま執行猶予の者に持つて来るということでは違ふ。入れ物が違ふのだと、こういう考え方で我

やすということとは、画期的なこと、誠にいいことだと私は考えたいわけだ。そこで、入れなければならぬとあなたはおつしやるけれども、私は、そうでない、入れんでもいいのだ、併し、保護者がおらんとすれば、これは何か考えなければならぬ、こういふので、とこが、仮出獄ということ、これは入つておつたのだから、そこで、出すのは危ないけれども、とにかく一つ直りそうだから出してやれ、その代り、これから先どういふことをやるか見ておらなければならぬ、こういふことです。

○宮城タマヨ君 私、意味は、気持はお互いに同じだと思いますが、併し、刑の言渡を受けておる人なんですから、起訴猶予は……。宣告猶予制度でもできて、宣告をされない前だつたら、まあそれは入れ物が違ふと言つてが、入れ物も知れないけれども、刑の言渡を受けておる人なんだから、今おつしやるように、十分つかい棒すれば、これは刑務所に入れないでも済まされるのじゃないか。そのつかい棒が保護観察制度だと思つてゐるので、ですから、別に入れ物が違ふからということではなくて、さつきから申上げておるように、取扱いは確かに一遍刑務所に行つて来た者と行かない者とは、同じ刑を付ければならぬ人でも、犯罪者でも、私は非常に違ふと思つてゐる。そこで、私はこの修正案を見て、これはやつぱり同調しなければならぬなあというふうに思つたことは、私今の説明じゃなくして、ほかの意味だつたのです。それはつまりペロルよりもプロベーションが非常にむずかしいのです。そうして非常に意

義が深い。つまり刑務所に入れないで済ますようにするということは、本人のためにも、社会のためにも、家庭のためにも、とても大事なことなんです。だから大事な仕事を受持ちます。保護司の任務というものは、これは並大抵のことじゃやない。そこでそれとも一つこの保護司の任務が殖える、任務といひますか、責任が殖えたということは、初度目、初めに執行猶予を受けて、保護観察が付きますと、二度目はもう執行猶予ができんといふことでございませう。そうすると、観察が付いたために不利になる場合がある。ですから、その鍵を持つてゐる保護司が、実を言つて見ると、今までの保護司が五万人いたとしても、ことごとくがその本人達のために万全を与えているかどうかといふことは、私も疑問なんです。それは疑つておられますけれども、今度はそれじゃならぬぞといふところへ来たのです。若しやりやうなつたら非常に不利益ですから、そういう意味で、今度保護司の質はどうしようか、量はどうかといふので、今の予算ではどうにもならないから、新しく政府は出直せといふように解釈しましたから衆議院について行こうと思つた。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 大事なところにおいてはそういうことです。だけれども、大事な面でもよつとあなたに仰しやるのと違ふのですが、執行猶予といふものは、まだ刑を受けないのうと、刑を受けさせないのうと、刑を受けさせないのうと、大差な違いがあると思つた。まあ悪い言葉かも知れ

んが、前科者にしたくないということ、前科者にしたものをどうして更生させるかという違いだと、言葉が悪ければ取消します。

○宮城タマヨ君 宣告猶予とは違ふんですから。刑は言渡されてゐる。刑は言渡されてゐるが、これを実刑を科するか科せないかといふことだけの違いじゃありませんか。ですから入れ物は私は同じだと思つた。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それは大分あなたと私は違ひます。執行猶予といふものの観念が違ひます。

○宮城タマヨ君 そうですか。執行猶予は、猶予期間中無事に済んだら刑を受けない者と同じ結果になるんだと考へておられますが違ひますか。宣告猶予と執行猶予の違ふところは私はそこじやないかと思つた。

○衆議院議員(鍛冶良作君) ですから執行猶予の者は……。○宮城タマヨ君 刑を著なかつたといふことはいいでしょう。刑は著ておられる。ただ猶予されておる。刑務所に入られることなしに猶予されておるといふのであつて、やはりこれはやりそこなつたら刑務所に服さなければならぬし、だけれども情状を考えると、本當に保護者がなかつたり、環境が悪かつたりするから、ちよつと交えてやるうといふのがこの保護観察制度だと思つておられますが、どうでしょう。

あるでしょうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それはありません。それは私は余りよく存じませんが、仮出獄者に対しては十分やつて頂いておると思つた。けれども、それとこれとは観念が違ひますから、そういうものと同じ取扱ひをする頭で執行猶予者を観察されるのは困る、こういう考え方でございませう。

○宮城タマヨ君 それは私は第一回のときに質問しましたけれども、例の四つの遵守事項を守らなければならぬといふ、四つに限られるなんていふようなことも実際はこの保護観察、特にケース・ワーカーのする仕事としておかしといふことを一番先に私政府に聞いたんですけれども、そういうおかしなことがいふつぱいあるのですけれども、根本においては、今までの保護観察制度と私その観念を違へたり、目的を違へるとしてやり直さなければならぬと思つたのです。今までの保護観察制度は、事実においては随分経費の点からいつても、刑務所に入られれば、一カ年に一人が六万六千円も要るところを、保護観察では、その十分の一もかかつてゐない。ですから、非常な効果を挙げている。それから、だからこの保護観察についての今までの成績というものは、十分ここで認めなくちやならぬと思つたのです。

は裁判に付せんことにすればいいと言えは言えませんが、先ほど来おつしやつたように、第二回目には必ず付するといふことになつておられますが、犯罪によつて付さんでもいい犯罪もあると思つた。それから、仮に今出てみなければわかりませんが、遵守事項の四つ仮にきめておいても、こういう犯罪については二つだけでいいのだ、こういう犯罪については四つともやらなければいかにんだ、こういうことがあつたと思つた。私は何といつても保護観察で最も必要なものは盗癖のある者、若しくは狂暴性のある者、これは付さなければならぬのだと思つておられます。それでない、選挙違反のごときを付してみたら私はしようがないだらうと思つた。そういうものを區別して考へてもらうといふ考え方が私は根本的な考え方なんです。

○宮城タマヨ君 取扱ひの上に観念を違へて取扱わなければならぬことがいろいろあります。鍛冶さんのおつしやることと私の言いたいことと、大かた同じところ落ちて行くのですが、私に若し我を張らせて頂くならば、それは、取扱ひじやないでしょうか。こういうふうな理解して下さつて私どもに同調して下さるわけにいかんでしょうか。ここで目的を違へたり観念が違ふなんて言われると、私はどうしても同調できない。新たなものを打ち立てて、どういふものが新たなものかといふことになりませうから。

○赤松常子君 関連して……。私も先ほどから御説明を聞いておりました、仮出獄の人とそれから新しく執行猶予になつたかたとの考え方をそう鍛冶委

員のようにつきりと区別すべきものかどうかということが腑に落ちないのでございます。それで、実際今までやられておりました保護観察で、仮出獄の人と、そうでない人とは手心を加えられていたのではないのでしょうか。そういう点齋藤局長に伺います。

○政府委員(齋藤二郎君) それはケース・ワークの本来から申しまして、刑務所に入っている場合には、例えば、成るべく早くから環境を調整するといふようなことをいたしますし、裁判所から直接来れば環境調整の済んでいない人が来ますから、環境調整に主として初めに重点を置くとか。或いは少年院は異性の接触の仕方においても考えなければならぬということがいろいろある。ケース・スタディーといふようなことも勉強しておる観察官にも適当な指導を努めておる、こういうことを申上げたのです。

○赤松鶴子君 事実、私、仮出獄の人と初めて刑を受けた人で執行猶予を受けた人との扱いは、従来とも区別して手心をやっておいでになつたように思いますが、特にそういう区別があるからという考え方に対しては、どうも納得行かないのでございますよ。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 先ほどそういうことを宮城さんからもおつしやつたように、どうも煎じつめてみると、執行猶予になつた者も犯罪者だといふ、それは犯罪者でないかといふは、私も犯罪者の一種でございまして言いますが、そのやはり違いでしよう。我々は、犯罪は犯したのだけれども、犯罪者としての取扱いを見てみないでも、元の通りになる者、そういう者が執行猶予になる者だ、こう心得て

おります。仮出獄というのは、これは犯罪者だとして取扱われちやつたので、そこから、そこにやはり根本的な違いがあると思ふ。これは私だけじゃない。衆議院の委員でもやましく言いました。一般社会人と同様に取扱つて、そして更生させて行く。こういうのと、どうしてもこれは一般社会人と一緒にしてはいかぬのだ、分離してやはり相応の保護をしなければならぬ、これは固然たる違いがあると、こう我々は考えます。そこに考え方の違いがあると心得ます。

○赤松鶴子君 私、新しい保護観察制度とおつしやるその考え方に同調したいのでございまして、その制度そのものは必要であること勿論でございしますが、その狙いとか目的とかといふものは変わるわけのものではないと思ふます。とにかく立派な人間にして行くといふことなんでありまして、そのまゝあ人数であるとか、或いはその一人の保護司の力量であるとか、というものをよくして行くといふことにあると思ふのでございまして。そうして、保護すべき人の人数と、それからそれを見て行く人の割合といふものを勘案いたしまして、バランスをとつて行くといふような、そういうことが非常にもつと科学的に考えられて行くこと、この保護観察制度をよりよく新らしいものにして行くといふ狙いでありたいと、こう思ふのでございまして。それで、新しい保護観察制度ができるまでというところになっておりますが、衆議院のほうでは、当局とその辺のお話合があつたものでございまいしょうか。いつ頃保護観察制度が完備されるものなのでございまいしょうか。その辺のお

話があつたのでございまいしょうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 内容については別に細かくは言つておりませんが、我々は先ほどからここで答弁いたしましたような考え方で、執行猶予者に対して旧来の制度を使うといふことはいかぬと思ふ。それには先ほど言つたように、犯罪によつてつげんでもないものが、又このようなものをつげられては甚だ迷惑至極なものもあり得るわけだから、そういうようなものを區別して、新しい制度に合うように作つてもらいたい、こういう希望だけは述べておりましたが、内容については余り細かくは打合せしておりません。そこでその点に対して、先ほど宮城さんの言われた、もつと予算を取つて、保護司なら保護司らしい待遇をして、いい人を得るようになつてもらわなければ、こんなものを作つて、これから新らしい制度をやつて行くといふことはいかぬんじゃないか。この点は、政府もいざなら同感だと言つておりますが、それならこれをこのまま通して置くから、そこで新しい法律で定むと書いてあるから、その法律が出て、その法律の施行のときに一緒に施行されればいいとこう言つたのですが、まあこつちは準備もあるから、政府は予算は幾らか取つてあつたのだから、それもそれでいいから、それはこの次の臨時国会に出すとは請合われなければならない、この次の通常国会の予算の面とも見合せなければならぬから、通常国会に責任を以て出そうと思ふ。これは大臣の答弁でございまいした。ところが、あなたもそう仰しやつた。ところが、出んからしようがないと、こう言つて二十五条の二の第一項の変更になつたわけで、

この点はいずれから言うても遺憾な点ですが、止むを得ないので、今のところ我々は来年度の通常国会には出して頂けるものと期待いたしております。

○赤松鶴子君 本日に私はその点も心配しておりますし、政府もよく聞いておいて頂きたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 ちよつともう一つくどういふのですけれども、鍛冶さんにお伺いたしますが、今度のこの初度目の者に対しまして執行猶予ですね。これは執行猶予を与え、そうして執行猶予になつてあのいわゆる本日に社会人として、もうすぐ帰して、何ら安心しておかれるというふうなものには、保護観察を付けないで、それは判事の裁量による。保護観察を付られるものは、これは私放つておいたらもう危いぞといつたような程度の者に保護観察が付けられると、こう了解しておるのですが、そういうことになりまして、けれども、今度は取扱の面から言いますと、それだからといつてお前は執行猶予者で罪人だよといふようなことは保護司といふものは、それは今までもしておりませんし、又それをやるくらいでしたら苦勞はないのです。ですからその取扱の面において、私は十分注意するし、又されるような人を採用してもらわなければならぬと思ひます。

そのことと今度仮出獄した者に対する取扱いですけれども、仮出獄しても同じことと言われないようにして、社会人と何ら違われないようにして、社会人うかして包んでやりたいといふ苦勞といふものは、非常に保護司にある。そういうので取扱いが非常にむずかしいのです。ですからどうかして犯罪

人、社会人の中に入つて社会生活をしながらやつて行くといふその苦勞をする点についても、私は今度の執行猶予者に付く保護観察の保護司の苦勞と、それから仮出獄をいたしました、言つてみれば同じ前科者だよ、又そのことをやるかといふと、本日にたやすく取扱われるように思ひますが、事実保護司の苦勞といふものは、この人を一社会人である、もう社会に帰属したのだからお前何でもないよといふ取扱いをしようといふ、これにかかつて保護司の苦勞はそこにあるのです。ですから取扱いのむずかしい点は違ひますけれども、苦勞の点において私は非常なものだと思つて、そういう保護司から若し言わせずならば、何ら違ひはない、どつちも社会人として、又刑を被たものであるうがなろうが、人権を尊重してやらなければならぬといふことについて、非常に苦勞をしておる、こういうふうな思つておりますのですから、ただここで問題は、大体系議院のほうの修正案の説明も私納得いたしましたから、私は同調して参りたいと思つております。そこで今朝からも法務総裁に大分申しましたけれども、これは問題は何と言つても予算を取つて、いい保護司を作らなければならぬし、今までのような保護司では間に合わぬだろうと思ふのでございまして。でございまして、その予算を取るといふ点につきまして、私も今度余り役に立ちませんでしたが、丁度いい時期なんですから、うんと私も加勢したいと思ひますので、一つ衆議院のほうとやはり一緒になつて協力して参りたいといふことをお願いいたします。私はこれでよくわかりました。

第四部 法務委員会会議録第二十七号 昭和二十八年七月三十一日【参議院】

一

○衆議院議員(鍛冶良作君) 何とい
ますか、こういふことの狙いに対して
は全く我々同感でございます。それか
ら第一、第二と言いましたが、今あな
たのおつしやつた第二の点は、政治上
においてはその点が最も我々の思うと
ころでございますので、今後も一緒に
一つ立流なものに仕上げて行きたいと
思いますからよくお願いします。

○委員長(郡祐一君) 衆議院側に対し
て御質疑のかたはもうございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時三十六分速記中止

午後四時三分速記開始

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。
それではこれで散会いたします。

午後四時四分散会